



「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ ～ よりよい避難生活環境を目指して ～

内閣府政策統括官（防災担当）

避難生活担当参事官 水野 忠幸

令和6年9月20日からの大雨による被害に伴う避難所の様子（輪島市）



避難所の生活環境の確保について



■避難所は市町村が設置 全国の指定避難所数は8.3万か所（令和5年10月時点）

■避難所の生活環境について、内閣府においてガイドライン・事例集を作成し、市町村に周知

→ 健康やプライバシー等に配慮した避難者スペース（パーティション）、トイレ、寝床の確保

■「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」に転換

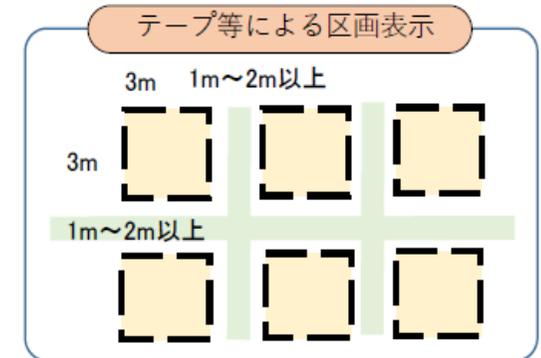
→ 安全な親戚、知人宅への避難や、在宅避難・車中泊避難の実施、
ホテル・旅館の活用（2次避難）を推進

■平時から、高齢者・障害者等の避難行動要支援者のうち、

特に支援を要する者の個別避難計画を作成（市町村の努力義務）

【市町村の作成状況】策定率 ～20%：883団体(51.3%)、80～100%：240団体(13.9%)

未策定：141団体(8.2%)等 令和6年4月1日現在



「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料（第2版）（令和2年6月）」より抜粋



パーティションソファの活用
（令和6年台風第10号、中津市）



パーティションソファの活用
（令和6年9月20日からの大雨、珠洲市）



段ボールベッドの活用
（令和6年7月豪雨災害、戸沢村）

避難所における備蓄・防災機能設備の状況等について



- 災害対策基本法、防災基本計画等に基づき、市町村は災害に備えた物資の備蓄、設備整備を行うこととされている。
- 備蓄品目については、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、段ボールベッド、パーティション等を求めており、各自治体の中央倉庫や避難所に備蓄されている。
- 避難所においては、防災機能設備の整備が進められており、冷房機器は約5万2000箇所（63%）暖房設備は約6万2000箇所（75%）等確保されている。
- 備蓄や設備・施設整備に関しては、以下の地財措置が講じられている。
 - ・ 普通交付税措置として、非常用備蓄物資
 - ・ 緊急防災・減災事業債として、防災資機材等備蓄施設、災害応急対策を継続するための設備・車両資機材（非常用電源及びトイレカー）、指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設（トイレ、シャワー、空調）等
 - ・ 特別交付税措置として、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水器等

自治体の中央備蓄倉庫



参考

災害対策基本法第49条

災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

防災基本計画（令和6年6月 中央防災会議）

市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」への 考え方の転換

※内閣府令和6年6月「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会」とりまとめ

避難所支援から避難生活の多様化への支援に！

・指定避難所

： 避難生活が多様化しても、引き続き重要

・届出避難所（いわゆる自主避難所の事前届出）

： 避難所運営を地域に委ねるもの。先行事例（次ページ参照）のように、備蓄物資を行政から提供する等を通じて、事前から行政が把握しておくことが重要

・2次避難（ホテル、旅館等）

： 一定期間の避難生活が想定される場合に有効であり、事前にホテル等と協定を締結することが重要

・車中泊避難

： 避難所の集団生活が合わない人に有効であり、事前に広い駐車場を確保することや避難所と同様の支援物資（弁当等）の提供を行うことが重要

・在宅避難

： 避難所の集団生活が合わない人に有効であり、避難所と同様の支援物資（弁当等）の提供を行うことが重要

【コラム】自主防災組織等が運営する届出避難所（岡山県倉敷市）

■岡山県倉敷市では、地域防災力強化のため、平成25年度から、地域の集会所や企業・団体等から使用許諾を得た施設等を、災害時に避難所として自主防災組織が運営する場合、事前の申請により届出避難所として認定する取組を実施している。認定された場合には、あらかじめ備蓄品を市が配備することとなっている。

●対象の集会所等

- 1 災害時に避難所として使用することについて、所有者又は管理者の使用許諾を得てください。
- 2 災害の種類によって、開設に条件を付します。
※指定避難所又は指定緊急避難場所（小学校や公民館など）を届出避難所とすることはできません。

●申請から認定、避難所開設から閉鎖までの手順

- 1 自主防災組織内で、避難行動を行う際に拠点とできるような集会所等がないか話し合う。
- 2 災害時の使用について、建物の所有者又は管理者の使用許諾を得る。
- 3 必要事項を記入した届出避難所設置申請書と添付書類を市へ提出する。
- 4 市は、提出された申請の適否を決定し、その旨を通知する。
- 5 備蓄品を配備する。
- 6 災害時必要に応じて届出避難所を開設する。
- 7 開設後速やかに、開設時間、避難者数等を市へ報告する。
- 8 閉鎖後、届出避難所報告書を市へ提出する。

●備蓄品の配備

届出避難所に認定された場合は、施設等の収容可能人数により毛布、保存水、非常食を市の備蓄品として配備します。

収容可能人数	備蓄品	数量
1人から30人まで	毛布	10枚以内
	保存水	24本以内
	非常食	24食以内
31人から60人まで	毛布	20枚以内
	保存水	48本以内
	非常食	48食以内
61人以上	毛布	30枚以内
	保存水	72本以内
	非常食	72食以内

●避難所運営上の留意事項

- 1 届出避難所の運営及び維持管理は、自主防災組織が自ら行うこと。
- 2 運営に関する費用のうち、備蓄品以外は自主防災組織の負担とすること。
- 3 届出避難所の運営又は利用に伴う事故等によって生じた被害にかかる賠償等については当事者の負担とすること。
- 4 備蓄品を使用した場合、又は、消費期限を経過した場合は、市に連絡し補充を受けること。
- 5 届出避難所を廃止するときは、届出避難所廃止届を、市へ提出すること

倉敷市HP (<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/36584.htm>)

避難所の数の確保

避難所の確保のための登録制度の実施

千歳市では、災害時に多様な避難形態により避難者が集まらないよう分散避難を促している。そのほかの1つとして、市内自治会集会所等をあらかじめ「地域避難施設」と認定し、災害時に「地域の避難先」として、市内自治会等が自主的に開設し、最寄りの指定避難所と連携して避難者の受け入れ等を行うことができるよう「地域避難施設名定制度」を運用している。

取組の内容

千歳市は「①身近な避難先の確保」、「②感染症をふまえた分散避難」の観点から、集会所等活用の必要性について検討し、地域避難施設認定制度を制定した。

①身近な避難先の確保

令和元年の大雨災害において、道路が寸断されたほか、距離、地形的要因、身体的理由等により、自宅から最寄りの指定避難所まで移動できない方がいた

②感染症をふまえた分散避難

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の感染防止の観点から、避難先における3密（密集・密接・密閉）を回避するため、複数の避難先を確保し、分散避難を進める必要がある

●地域避難施設認定制度事業の概要

【対象とする施設】

- ・市内自治会等が所有する集会所
- ・マンション管理組合が管理する施設
- ・その他、市内自治会等が本制度の活用を目的に確保した施設
- ※他建物、立地基準あり

【認定時の市からの支援内容】

- ・食料（アルファ米）、飲料（ペットボトル水）の備蓄品の供与
- ・携帯トイレ（備蓄品）の供与
- ・防災行政無線の戸別受信機を貸与

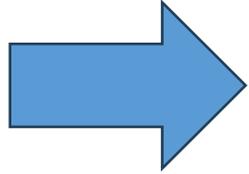
地域避難施設の運営にあたっては、市内自治会等による自主的な運営を前提として活用することを想定している。

取組の効果

令和6年1月時点で市内9つの施設を地域避難施設として認定し、一定数の市内自治会等では避難所の開設訓練（役割方法や担い手ベースの役割）が実施されており、避難所の確保を行っている。

千歳市では、今後の地域避難施設認定制度について、より住民に避難先を行えるよう、ホームページや防災講座等で周知を図り、活用を促していきたいと考えている。

各自治体におかれては、5種類の避難に対応できているか確認を！
(内閣府からの調査でも対象に加えています)



準備が十分でなければ、以下の事項も踏まえて、早急に事前防災の推進を！

発災した場合には避難所の状況を、随時内閣府・都道府県に連絡を！
(内閣府からも問い合わせます)

<レイアウト・ゾーニングの設定>

- ・パーティションメントや段ボールベッドを設置すると、それだけでレイアウト。ゾーニングの設定となり、有効な手段
- ・ビニールシートやビニールテープを体育館の床に張ることで、レイアウト・ゾーニングを設定することも可能

→ いずれにしても、事前に設置訓練を！
(行政職員だけで実施するだけでも有効な訓練であり、自治会や消防団と一緒にあれば更に有効。災害対策本部開催訓練等と組み合わせて事前訓練を毎年お願いしたい)

<TKBへの取組>

・T（トイレ）

→ 仮設トイレを快適トイレ仕様に！

国の直轄公共工事は既に快適トイレ仕様になっており、自治体の公共工事でも快適トイレを求めるよう、公共工事担当部署と協議を。

（それにより、地域に快適トイレが広まれば、災害時のレンタルの仮設トイレも快適トイレ仕様を求めることが可能）

・K（キッチン）

→ キッチンカーや学校調理室の有効活用を！（炊き出しは食品衛生法の規制対象外（令和6年11月1日内閣府・厚生労働省連名事務連絡）：学校給食施設等の活用（令和5年6月22日内閣府・文部科学省連名事務連絡））

基準額以内に収める必要はなく、上回っているもので特別協議の積極的活用を！

調理人の人件費も災害救助法の対象であることを災害救助法事務取扱要領に明記予定（「炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料及び賃金職員等雇上費等の経費として基準告示に定める額以内とする。」）

・B（ベッド・バス）

→ 段ボールベッドを発災時に発注する対応であれば、避難所開設時にはパーティションテントを展開して、プライバシー確保・レイアウト設定を！

段ボールベッドではなく、繰り返し使いやすい簡易ベッドやエアーマットの利用も選択肢となるので、各自治体においては備蓄スペース等も踏まえて検討を。また、段ボールベッド等簡易ベッドの有効性を住民の方々へ説明を。

バスとして、シャワーや仮設浴場の設置が考えられるので、発災時に対応するべく、関係業界との協定締結等、事前からの検討を。

被災者支援について



内閣府 (防災担当)

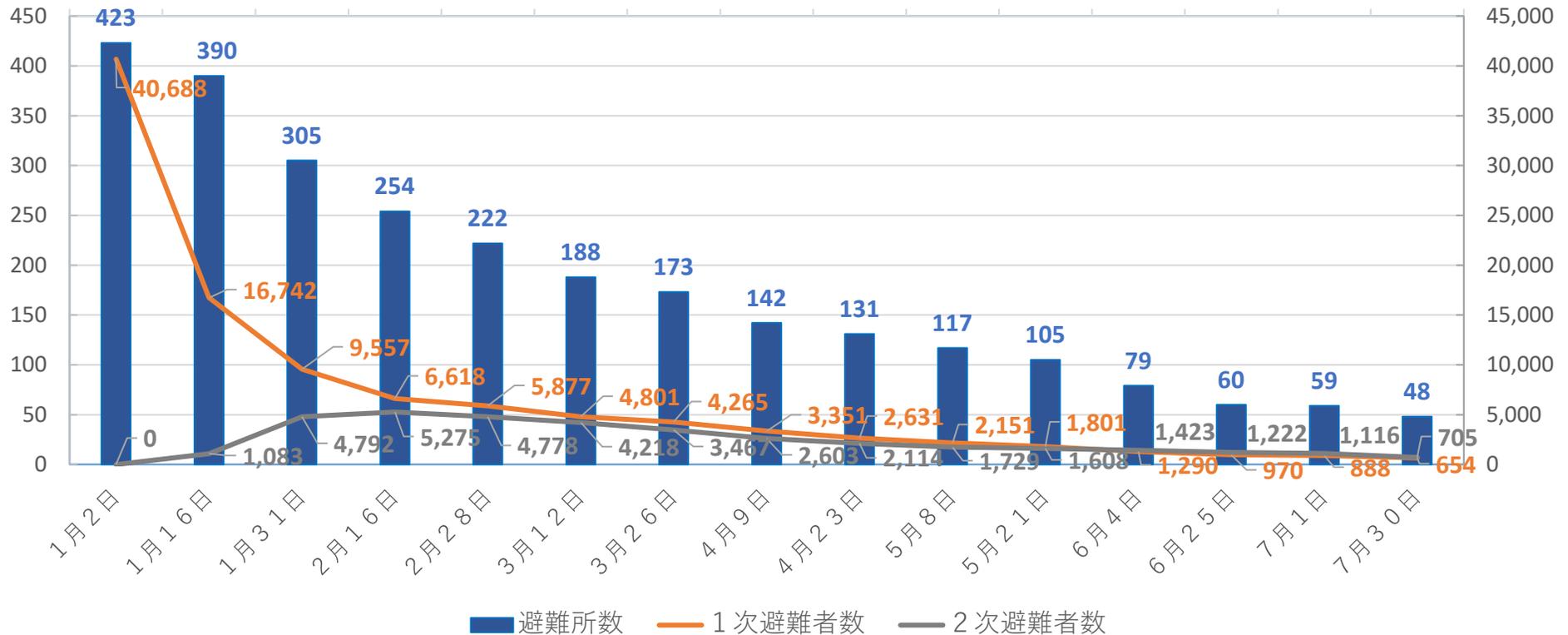
令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ (第3回)
令和6年8月7日 (水)



避難所の開設状況

- 1次避難所の避難者数は、発災直後の1月2日に最大の40,688人に達し、7月30日時点で654人となっている。
- また、被災者の命と健康を守るため、環境の整ったホテル・旅館等への2次避難を実施。1月8日に石川総合スポーツセンターメインアリーナを1.5次避難所として開設。1月9日には、2次避難施設へ移動するための受付窓口を開設。最大5,275人（2月16日）がホテル・旅館等の2次避難所に避難。

石川県の避難所・避難者数の推移



※この他、避難者として、1.5次避難所の避難者、広域避難者が存在

避難所の環境整備（トイレ）



- 今回の能登半島地震においては、携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレをプッシュ型で支援するとともに、被災者が安心して利用できるトイレ環境として、トイレカーやトイレトレーラーが被災地で有効に活用された。
- トイレトレーラーについては、平時から整備を進めている全国の自治体から派遣されたほか、トイレカーについては、高速道路会社からも派遣された。
- なお、自治体が行う、指定避難所における生活環境改善のためのトイレトレーラー等の整備については、緊急防災・減災事業債の対象とされており、今回の有効性を検証し、平時からの整備をさらに促していくことが必要。



ラップ式簡易トイレ



要配慮者向けのトイレ（能登町）



トイレトレーラー（七尾市）



水循環型手洗いスタンド（志賀町）



避難所に設置された仮設トイレ（志賀町）



トイレカー（志賀町）

避難所の環境整備（食事）



- 食事については、スープ、レトルトの親子丼、カレー、魚の煮物といった温めて食べられるものなど、避難生活の長期化に応じた様々な物資をプッシュ型で支援。
- また、自衛隊やNPOなどによる炊き出しやキッチンカーの活用による食事の提供が行われてきたほか、セントラルキッチン方式で各避難所に配食することで食事支援を効率的に行うといった新たな取組が行われた。



野菜ジュースや缶詰などの支援物資



業者による炊出し（七尾市）



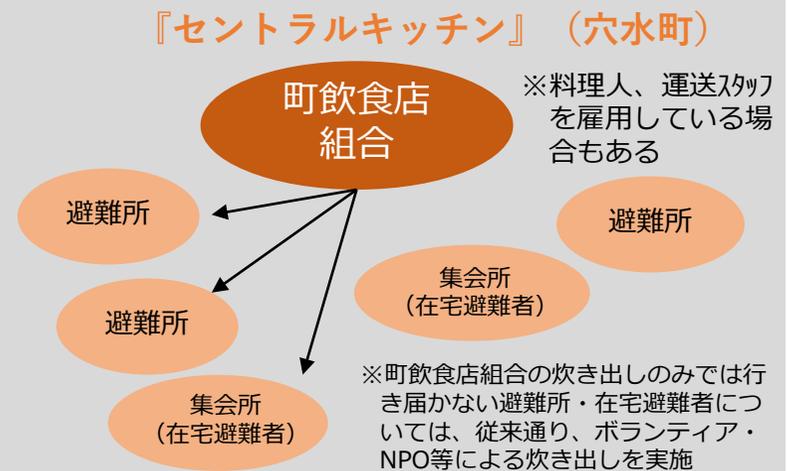
キッチンカー（石川県）



提供される弁当の例（能登町）



セントラルキッチンでの炊き出しの様子



避難所の環境整備（ベッド・パーティション等）



- 発災直後から合計で約7,000個の段ボールベッド、約3,200個のパーティションをプッシュ型で支援。（金沢市の物資拠点への搬送数）
- 他方で、発災当初は避難所が過密であり段ボールベッドやパーティション等を設置するスペースがない、被災者が利用を断るといった状況がみられた。
- また、様々な規格の段ボールベッドがあり、中には、寝返りをうつと落ちてしまうようなサイズのものや耐久性が不十分なものもあったとされる。また、コミュニティの結びつきが強く、パーティションがないほうが望ましいといった意見もあった。
- ストーブ、ジェットヒーター、カイロなどの暖房器具をプッシュ型で支援。また、感染症対策としてマスクや消毒液、ラップ式簡易トイレなどをプッシュ型で支援したほか、感染症患者のための隔離スペースの設置等が行われた。



避難所入口でのマスク着用の呼びかけ



空気清浄機



避難所内生活スペース



感染者の隔離スペース

避難所の環境整備（入浴・洗濯）



- 能登半島地震では水道が大きく被害を受け、生活水の確保が困難となり、入浴機会や洗濯機会の確保に課題があった。
- このため、自衛隊による入浴支援、循環型のシャワーや可搬型浄水器の設置のほか、洗濯キットや下着のプッシュ型支援、ランドリーカーの派遣等が行われた。
- また、温浴施設の協力による入浴支援やクリーニング事業者が被災地の避難所を巡回して洗濯代行サービスを提供するといった支援も行われた。



避難所外自衛隊風呂（能登町）



ランドリーカー（輪島市）



避難所に設置された洗濯機（穴水町）



循環型シャワーシステム



避難所に設置されたシャワー（珠洲市）



洗濯キットの提供（志賀町）



- 発災直後から、数多くの専門ボランティア・NPOが被災地入りし、物資の提供、炊き出し、保健医療福祉、避難所の運営支援、重機による作業などの支援を実施。300を超える団体が活動。
- 今後は、こうした専門ボランティア・NPOによる支援と、災害ボランティアセンターを通して行われる個人ボランティアの活動により、被災者の多様なニーズに応えた息の長い支援が求められる。



写真提供：OPEN JAPAN

炊き出しを行う支援団体



写真提供：被災地NGO協働センター

避難所で足湯を提供する支援団体



写真提供：AAR Japan「難民を助ける会」

外国人被災者をサポートする支援団体



写真提供：石川県

住家の片付けを行う一般ボランティア

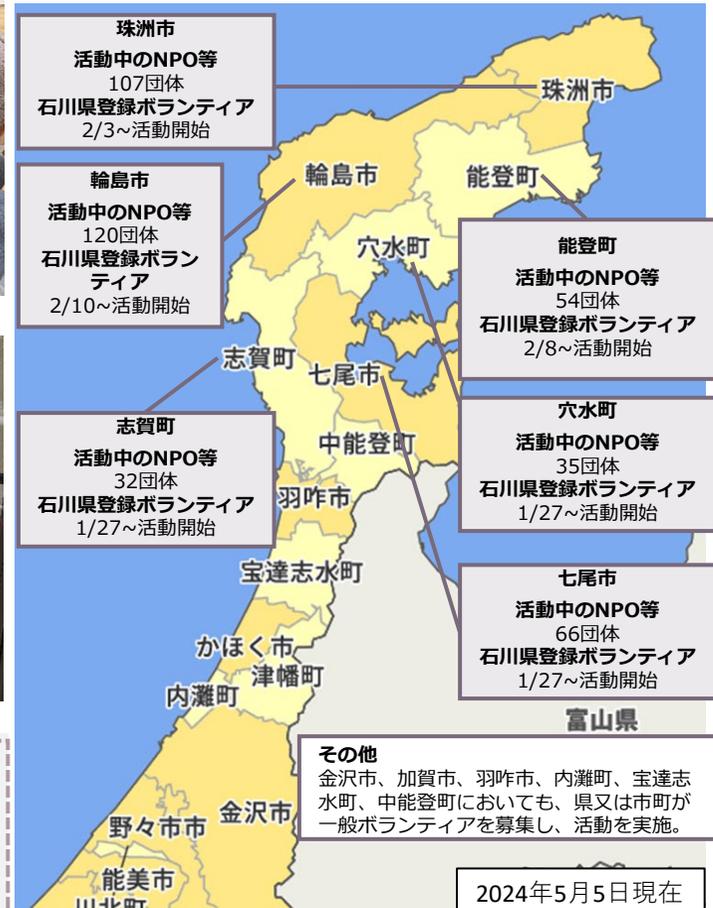


写真提供：JVOAD

JVOAD（ジェイヴォアド、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）

1/2から現地でボランティア・NPOと国・県・市町の連携をコーディネート、支援の漏れ・ムダをなくすために活動。陛下御即位に際しての御下賜金が活動の大きな支えに

能登6市町におけるボランティア・NPOの活動状況



2024年5月5日現在
JVOAD調べ



災害ケースマネジメントとは

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

被災者の自立・生活再建の早期実現、コミュニティやまちづくりなどの地域の復興を通じ地域社会の活力維持に貢献

被災地の状況

被災6市町を中心に、被災者見守り・相談支援等事業等を活用し、個別の相談対応を行った上で、必要に応じて専門の相談機関へつなぐなどの取組が行われているところ。

被災者見守り・相談支援等事業の体制について（石川県及び関係市町村への聞き取りに基づき内閣府にて作成）

市町名	輪島市	珠洲市	穴水町	能登町	七尾市	志賀町
ケース会議開催頻度	週1, 2回（適宜）	週1回	1回/2週	週1回	隔週	隔週
相談支援体制	福祉課職員（関係係） その他関係部署職員	福祉課、珠洲市総合病院（医師、PT、看護師）、石川県精神保健福祉士会、石川県相談支援専門員協会（RSY）団体	社会福祉協議会 役場（地域包括支援センター 復旧復興対策室 子育て健康福祉課（健康推進、介護包括、障害、保育）、町復興推進課、受託者）ボランティア団体（RSY） 地域活動支援センター（店モ介護クラブ、UJCA、社協、ISK） 水総合病院リハビリテーション科	町健康福祉課（健康推進、介護包括、障害、保育）、町復興推進課、受託者	七尾市社会福祉協議会、七尾市福祉課、その他ケースに応じて市関係課、弁護士会・医師会等の専門の加を依頼予定	七尾市社会福祉協議会、七尾市福祉課、その他ケースに応じて市関係課、弁護士会・医師会等の専門の加を依頼予定

※石川県及び関係市町村への聞き取りに基づき内閣府にて作成



避難所関係の制度の状況

○内閣府の考え方を記載しています

- ・ 取組指針概要 (P.18)
- ・ ガイドライン概要 (P.20)

○参考にさせていただきたい実例です

- ・ 取組事例集 (P.21)
- ・ 取組例 (P.22)

○個別事項の中でも注目度が高い事項たちです

- ・ トイレの管理・確保 (P.23) ← 「快適トイレ」を標準仕様に！
- ・ 特別支援学校との連携 (P.26) ← 特別支援学校生徒のためにも！
- ・ 車中泊避難 (P.27) ← 避難生活の多様化の一つです
- ・ ペットへの対応 (P.31) ← 事前の準備が重要です

○国からは様々な財政支援を行っていますので是非活用を (P.32)

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の概要(1/2)

災害対策基本法の一部改正により、市町村（特別区を含む。）には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが求められるが、その取組に当たっての参考となるよう、市町村を対象に、生活環境の確保に関する事項を指針として示したものの。

〈構成と主な内容〉

第1 平常時における対応

1. 避難所の組織体制と応援体制の整備

- ・「避難所運営準備会議（仮称）」の設置
- ・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練の実施

2. 避難所の指定

- ・防災・安全交付金、耐震対策緊急促進事業、公立学校施設整備事業等の活用の検討
- ・福祉避難所の整備

3. 指定避難所等の周知

- ・要配慮者に配慮した避難所の周知方法の準備
- ・指定した福祉避難所に関する情報の周知

4. 避難所における備蓄等

- ・食料・飲料水の備蓄（アルファーマ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルクの備蓄等）
- ・仮設トイレ、紙おむつ、生理用品、燃料、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄の検討

5. 避難所運営の手引（マニュアル）の作成

- ・要配慮者に対する必要な支援を盛り込むこと
- ・担当者以外の者でも避難所を立ち上げることができるような簡易な手引の整備

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の概要(2/2)

第2 発災後における対応

1. 避難所の設置と機能整備

- ・ 設置した避難所の数が不足する場合、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ
- ・ 避難所不足時に優先的に入所させる避難者の検討
- ・ バリアフリー化、福祉避難室用のスペースの確保、男女別トイレ等の確保

2. 避難所リスト及び避難者名簿の作成

- ・ 開設している避難所のリスト化
- ・ 氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した「名簿」の作成
- ・ 避難者名簿から被災者台帳への引き継ぎ

3. 避難所の運営主体

- ・ 運営責任者の配置、避難者自身の役割分担の明確化
- ・ 様々な被災者の意見やニーズを吸い上げた避難所の運営

4. 福祉避難所の管理・運営

- ・ 必要な福祉・保健医療サービスの提供や相談等に当たる介助員等の配置

5. 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等

- ・ 避難所における食事の原材料表示、避難者自身によるアレルギー原因食品の情報提供
- ・ 各避難所への保健師等の巡回、避難所内の清潔保持等の環境整備

6. 被災者への情報提供

- ・ 被災者・要配慮者への情報の提供
- ・ 市町村と避難所や地域間の相互の情報提供ルートの確立

7. 相談窓口

- ・ 様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置
- ・ 就労支援等の相談窓口の設置

8. 在宅避難

- ・ 在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等への見守り機能の充実・支援物資提供等
- ・ 被災者台帳の活用などによる避難所を拠点とした支援の実施（状況把握等）

避難所運営ガイドラインの概要

ガイドラインの目的

平成25年8月に策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、「避難所において避難者の健康が維持されること」を目標に、その質の向上を目指すために、取り組むべき事項を分かりやすく整理。

ガイドラインの内容等

○質の向上のための19業務を整理

災害対応の各段階（準備、初動、応急、復旧）において、実施すべき対応19業務を明示。

○横断的な避難所運営体制の整備を重視

平時より確立すべき、避難所運営のための庁内外の連携協働体制を整理。



○業務チェックリスト

優先すべき業務は◎で表示。
平時のみならず、災害時の進行管理にも活用可能。

項目 番号	仕事	いつ				* 主担当 ○ 担当 ◎ 支援 を記入	外部支援者 が担当	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧			
対象項目1 災害対策本部・避難所支援班を確保する								
1-1	庁内メンバー（防災、福祉、上下水道、・・・別表〇〇）の選定を実施する	◎				防災担当		
1-2	庁外メンバー（社協、NPO・・・）の選定を実施する	◎				防災担当、福祉担当	NPO、ボランティア、社会福祉協議会	
1-3	避難所支援会議の位置づけを確立する	◎				防災担当、福祉担当		
1-4	災害対策本部内で避難所支援会議を策定					避難所支援班		

※チェックリストはエクセルデータでも公開し、自由に編集して活用可能に。

避難所運営業務における対策項目一覧

運営体制の確立（平時）

1. 避難所運営体制の確立
2. 避難所の指定
3. 初動の具体的な事前想定
4. 受援体制の確立
5. 帰宅困難者
・在宅避難者対策

避難所の運営（発災後）

6. 避難所の運営サイクルの確立
7. 情報の取得・管理・共有
8. 食料・物資管理
9. トイレの確保・管理
10. 衛生的な環境の維持
11. 避難者の健康管理
12. 寝床の改善
13. 衣類
14. 入浴

ニーズへの対応

15. 配慮が必要な方への対応
16. 女性・子供への配慮
17. 防犯対策
18. ペットへの対応

避難所の解消

19. 避難所の解消に向けて



避難所における生活環境の改善や、新型コロナウイルス感染症対策等の促進のため、各自治体等において取り組まれている先進的な事例を収集した事例集を作成し、各自治体に周知。**地域の実情に応じた取組を促進することにより、平時からの事前準備を充実させ、災害発生時における円滑な対応**を図る。

1. 生活環境に配慮した避難所運営の取組

1. 食料・物資の確保・管理

- ・温かい食事の提供のため調理師会との協定締結 (和歌山県)
- ・キッチンカーの駆けつけによる温かい食事の提供 (民間事業者)
- ・民間企業との協定に基づく食料の確保 (兵庫県神戸市) 等



キッチンカーによる温かい食事の提供

2. トイレの確保・管理

- ・災害派遣用トイレトレーラーの導入 (静岡県富士市)
- ・3日分の携帯トイレの備蓄 (福岡県大牟田町)
- ・防火水槽を利用したマンホールトイレの整備 (宮城県東松島市) 等



災害派遣用トイレトレーラー

3. 健康への配慮

- ・温泉事業者による入浴機会の提供 (佐賀県大町町)
- ・段ボールベッドを活用した避難所運営 (熊本県人吉市)
- ・パーティション制作企業との協定の締結 (長崎県雲仙市)
- ・企業との協定に基づいたスポットクーラー等の確保 (広島県広島市)
- ・停電時も利用可能なLPガス発電による空調整備 (大阪府箕面市) 等



パーティションによる区分け

4. 様々なニーズへの対応

- ・大学等と連携した妊産婦・乳児救護所 (東京都文京区)
- ・NPOと連携した子どもの居場所づくり (熊本県人吉市)
- ・ペット同行避難の手引書作成・訓練の実施 (京都府京都市) 等



スポットクーラーの設置

5. 備蓄計画

- ・市民が必要物資を備えるためのチェックリスト (兵庫県神戸市)
- ・備蓄目標の設定と物流を考慮した備蓄計画 (大阪府吹田市)
- ・備蓄計画策定と支援物資提供に関する協定 (岩手県北上市) 等



NPOによる学習支援

6. 再生可能エネルギー等の活用

- ・太陽光発電による避難所の電源確保 (埼玉県さいたま市)
- ・バイオマス熱利用設備による暖房設備 (北海道定知町)
- ・SNSを活用した電気自動車等の派遣 (兵庫県神戸市)



太陽光パネル

7. 関係機関等と連携した避難所運営体制の構築

- ・NPOと連携した効果的な避難所運営 (岡山県倉敷市)
- ・宗教団体と連携した避難所の確保 (長野県長野市) 等

2. 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営の取組

1. 指定避難所以外の避難所の活用

- ・親戚・知人宅等への避難による3密回避 (佐賀県大町町)
- ・広域避難時の宿泊施設利用等に係る補助金交付 (東京都江戸川区)
- ・中小企業大学校を活用した乳幼児の避難所設置 (熊本県人吉市) 等

2. 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

- ・保健師の巡回による避難者の健康状態の把握 (長崎県雲仙市)
- ・コロナ禍での炊き出しのガイドラインの作成 (佐賀県大町町)
- ・感染症対策に配慮したレイアウトや発熱者の区分け (岩手県北上市)

3. 感染症対策を考慮した運営マニュアル等の作成と訓練の実施

- ・感染症に対応した避難所運営ガイドラインの作成等 (大阪府吹田市)
- ・間仕切り設置等、感染症対策を取り入れた各種訓練の実施 (宮城県東松島市) 等

4. 関係機関等と連携した避難所運営体制の構築

- ・保健所との連携による自宅療養者等のリストの共有 (長崎県雲仙市)
- ・自主防災会の避難所開設等の協力、マイスター認定制度 (岩手県北上市)
- ・医師会、医療機関と連携した避難所運営訓練の実施 (熊本県玉名市)



ガイドラインに基づいた炊き出し



簡易間仕切り設置訓練



自主防災組織による訓練

3. 在宅避難者の支援に関する取組

1. 在宅避難者・車中避難者への対応

- ・エコミークラス症候群等の注意事項や車中避難場所の周知 (京都府)
- ・保健師・行政職員協働の巡回訪問 (熊本県人吉市) 等



交流支援拠点での物資配布

2. 関係機関等と連携した避難所運営体制の構築

- ・物資提供や生活相談を目的とした「支援交流拠点」の設置 (佐賀県大町町)
- ・関係機関と連携した在宅避難者のフォローアップと対策組織の立ち上げ (佐賀県大町町)

避難所の取組例(令和4年8月3日からの大雨等)



各自治体では、長期間開設された避難所の生活環境の向上を図るため、様々な取組が行われた。

《段ボールベッド・寝床》

- 備蓄していた段ボールベッドを避難者に提供
- 畳敷の和室にはマットレス・布団を配布

《プライバシーの確保》

- パーティションを活用
- 世帯ごとに教室を割り当て

《食事》

- ボランティア団体による炊き出しの提供
- 避難者が自炊できるカセットコンロを設置

《トイレ》

- 避難所の既設トイレを活用

《冷房》

- 冷房のある教室を使用
- 人が集まる共用部分にスポットクーラーを設置

《要配慮者》

- バリアフリー対応のホテルを要配慮者の方の避難所として活用
- 老人保健施設を福祉避難所として開設

※内閣府の聞き取りによる



段ボールベッド (外ヶ浜町)



パーティション (村上市)



炊き出しの提供 (外ヶ浜町)



スポットクーラー (外ヶ浜町)

トイレについては、外ヶ浜町等で最低20人／基を確保
スペースについては、外ヶ浜町等で最低3.5㎡／人を確保
(避難所開設4日目時点の状況)

トイレの確保・管理①

【トイレ確保・管理のねらい】

- 避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理すること。

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針、ガイドライン等より）

【平時における対応】

- 災害用トイレには大きく分けて4種類（携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・マンホールトイレ）あり、それぞれの特性に応じて、使用が想定される時期や準備に必要なものが異なる。上下水道・浄化槽の復旧見込みに応じて、災害用トイレの確保に平時から努めること。
- 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を参考に、トイレの確保・管理計画を作成すること。
- 平時より、地域と十分に協議し、災害用トイレの確保と管理について、理解と協力を得ること。

【発災時における対応】

- トイレならびにトイレを支えるライフラインが機能停止に陥った場合、「排尿・排便を行う場所の確保」「し尿の保管」「し尿の処理・処分」等の手順の代替手段を確保すること。
- 災害用トイレを確保・配備すると同時に、衛生的で快適なトイレ環境を維持すること。
- 衛生環境の維持のために、手洗い水の確保や手洗い方法の周知、トイレ用の履物を別途用意すること。
- 「衛生環境の保持」「臭いや環境汚染への配慮」「人間の尊厳の尊重」などに配慮すること。

快適トイレを
標準仕様に！

【要配慮者への対応】

- すべての被災者が安心してトイレを利用できるよう、障害者や女性等の意見を積極的に取り入れるとともに、障害者用のトイレを一般用とは別に確保するよう努めること。
- 防犯上の観点から、トイレは昼夜問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけるとともに、避難所となる施設の状況に応じて、女性用トイレと男性用トイレは離れた場所に設置することが望ましい。

携帯トイレ・簡易トイレの備蓄について、各地方公共団体において想定される災害の最大避難者数に基づき、改めて携帯トイレ・簡易トイレの必要数を確認するとともに、備蓄量が十分でない場合には、不足する量を備蓄すること（「災害用携帯トイレ・簡易トイレの備蓄について（依頼）」令和4年9月30日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）／消防庁国民保護・防災部防災課長）。

3 トイレの個数（目安）

市町村は、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、

- ・災害発生当初は、避難者約 **50 人当たり 1 基**
- ・その後、避難が長期化する場合には、約 **20 人当たり 1 基**
- ・トイレの平均的な使用回数は、1日5回

を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

トイレの個数については、施設のトイレの個室（洋式便器で携帯トイレを使用）と災害用トイレを合わせた数として算出する。

また、バリアフリートイレは、上記の個数に含めず、避難者の人数やニーズに合わせて確保することが望ましい。

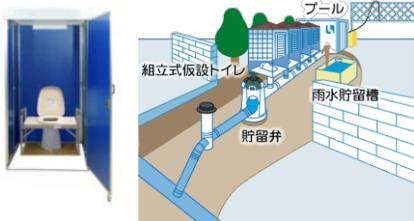
ただし、これらは目安であり、避難所におけるトイレの個数については、避難者の状況や被害の程度等により必要となる個数が異なる。各避難所では、トイレの待ち時間に留意し、避難者数（男女毎も含む）に見合ったトイレの個数と処理・貯留能力を確保することが重要である。

(参考)「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」のモデルケース

○トイレの組み合わせモデル（大規模地震発生時の避難所の場合）

携帯トイレ（最大避難者数の3日分）、簡易トイレ（組立式）5セット備蓄あり。

マンホールトイレ5基（プール水確保）整備済み。

この避難所の状況	使用できるトイレの例
<p><u>発災直後～3日</u></p> <p>上水道は断水中。下水道は施設の点検が終わるまでは、使用しないルール。 (流通も麻痺状態)</p>	<p>既設トイレの個室（便座）を活用 携帯トイレ・簡易トイレ（組立式）</p>  <p>★発災当初は避難者数が多いので、とにかく便器の数を確保する。 ★避難者想定数の3日間は備蓄した便袋を使用した。 ★使用済みの便袋は、体育館裏の軒下に保管することとした。</p>
<p><u>1週間後</u></p> <p>上水道は断水中。下水処理場に被害があったが、マンホールトイレは使用許可がおりる。 近隣市町から、バキューム車数台を確保する。</p>	<p>上記にプラスして、 仮設トイレ（組立式）1基届いた。</p>  <p>★汲み取りのタイミングを、設置した仮設トイレの便槽の容量・使用人数から換算する。 ★避難所のマンホールトイレが使えるようになると、マンホールトイレを使用する在宅避難者が増加した。</p>
<p><u>2週間後</u></p> <p>流通が復旧し、仮設トイレが届く。 上水道は部分的に復旧したが、この避難所は断水中。 広域でのし尿処理体制が確保される</p>	<p>上記にプラスして、 仮設トイレ</p>  <p>★仮設トイレが確保できたので、携帯トイレの使用数を減らす。 ★合わせて外灯を設置したが、雨の日に傘がないとトイレに行けないのが不便である。</p>
<p><u>1カ月後</u></p> <p>上水道・下水道の復旧が完了し全面使用可能となる。</p>	<p>★これにより、水洗トイレが使用可能になったため、簡易トイレは全て撤去した。しかし、避難者は大勢いるため、仮設トイレは引き続き使用する。 ★上下水道の復旧により、在宅避難者がトイレを使いに来なくなったため、仮設トイレの数も大幅に減らすことができた。</p>

障害のある子どものための指定福祉避難所を整備

三田市では、障害のある子どもやその家族が通い慣れた場所に避難ができるよう、市域内の特別支援学校と連携して、特別支援学校4校を指定福祉避難所として確保している。

また、特別支援学校で避難所の開設訓練を行うことで、障害のある子どものための福祉避難所について、発災時に円滑な受入をできる体制を取っている。

取組の内容

障害のある子どものための指定福祉避難所の概要

指定福祉避難所の数	<ul style="list-style-type: none"> ・県立特別支援学校2か所 ・市立特別支援学校2か所
受入対象者	在校生及び卒業生とその家族、市が事前に調整を行った者
体制	気象情報が発表され、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令した場合に、市の職員が施設の安全を確認し、避難所の開設や運営を行う。

令和4年度の取組内容

県立上野ヶ原特別支援学校・県立高等特別支援学校で、福祉避難所の開設設置・運営訓練を実施した。訓練では台風や河川の氾濫、山間部の土砂災害などの状況を想定し、市職員が福祉避難所の開設を行った上で、体育館に段ボールベッド等を設置する訓練を行った。また、避難者役として参加した市職員に困りごとを伺い、そのニーズを保健師につなげる訓練を行う等、実践的に実施した。これにより、福祉避難所の円滑な開設と的確な運営に向けた課題の抽出と整理を行った。

令和5年度の取組内容

市立ひまわり特別支援学校中学部・高等部で市職員や関係者が参加した訓練と、避難に関する意見交換会を行った。意見交換では受け入れ時の心身状況や注意事項、学校備品の使用、電源確保、マニュアル整備などを話し合った。この意見交換により、福祉避難所での要配慮者の受け入れや個別避難計画の作成促進に向けて更なる改善が図られた。



取組の効果

三田市では、特別支援学校を福祉避難所として整備することで、災害時であっても障害のある子どもが安心して避難できる場所を提供することでできたと考えており、引き続き、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等の作成も合わせて行う等、障害のある子どものための避難所の確保に努めていきたいと考えている。

在宅避難者・車中泊避難者の支援

- 避難所以外で避難生活を送る避難者について、保健師やDMAT等が先行して訪問を行い、状況の把握を実施。
- 避難所に物資を取りに来てもらえないなどの事例があったことから、在宅避難者等が、避難所に物資を受け取りに来られた際は、必要な物資を配布するよう内閣府より通知（1月8日付）。
- 内閣府より、避難所外被災者の支援のポイントを示し、状況把握や物資の配布・情報の提供、車中泊避難者への支援について、通知（1月17日付）。
- 石川県が自宅や車中泊、県内外の親戚宅等に避難された方などを対象に、連絡先等を登録する窓口を開設し、情報収集を実施。得られた情報については、住民票のある自治体に共有。
- また、在宅の高齢者、障害者等について、厚生労働省の被災高齢者等把握事業により、介護支援専門員や相談支援専門員、NPO等による個別訪問や必要な福祉サービスへのつなぎを実施。



在宅避難者向け支援物資の配布（珠洲市）

避難所を離れ、自宅や車中泊、県内外の親戚宅等に避難された方などを対象に、今後の支援のため、**連絡先等を登録する窓口を開設中**（WEB又は電話）
1月19日（金）15時～受付開始（1月22日（月）対象者拡大（自宅含む））

避難所以外で避難生活を送る被災者

WEB

LINE
(石川県公式アカウント)

QRコード読み込み
→必要項目を入力
※システム変更中

電話

情報登録窓口

0120-247-001
朝9:00～夕方6:00
(土日祝含む)

<登録情報>
避難先、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス等
<利用目的>
罹災証明書のご案内など、今後の行政からの支援のために活用（県から住所地市町へ提供）

※避難先が変わった場合などは、登録情報の変更をお願いします
※メールアドレスが未登録の方は、登録をお願いします

広報強化中

LINEや電話を活用した石川県の情報登録窓口

避難所外被災者の支援のポイント

- 災害関連死を防止するためには、避難所の確保及び生活環境の整備等の取組に加え、避難所外被災者の支援も重要。（参考）平成28年熊本地震で発生した災害関連死218名のうち「自宅等」で亡くなられた方が4割弱（81名）

Point1：避難所外被災者の状況把握

- 訪問や電話等のアウトリーチの実施や、被災者自らの情報発信を促すこと
- DMAT、保健師、福祉関係者、自主防災組織、民生委員、災害支援NPO等の民間団体等、様々な主体と連携して実施することが効率的
⇒関係部局が連携し、情報連携を密に行うこと
- その他の留意点：
 - ・要配慮者の状況把握に当たっては、必要に応じ、避難行動要配慮者名簿や個別避難計画に記載されている情報を活用すること
 - ・要配慮者のいる世帯から訪問するなど優先順位を決めること
 - ・支援関係者で被災者の個人情報情報を共有できるように、適切に利用目的を明示すること
 - ・1.5次避難、2次避難の案内、罹災証明書の申請案内など、必要な情報の提供を併せて行うこと

【参考】状況把握に当たって活用可能な事業（被災高齢者等把握事業（厚生労働省老健局））
被災者等の孤立防止のため、在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状況把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援が届かない被災者をつくらぬ取組を一定期間集中的に実施するもの。※災害支援NPO等への委託も可 ※特定非常災害の場合は、補助率10/10

Point2：物資の配布・情報の提供

- 避難所は、避難所で生活する避難者だけでなく、避難所外被災者も支援の対象
⇒避難所外被災者に対しても、必要な物資・情報等を提供すること

Point3：車中泊避難者への支援

- やむを得ず車中泊される方への対応は、エコノミークラス症候群等の健康被害の防止が重要
⇒巡回等による健康管理、弾性ストッキングの配布、車中泊の注意点の周知に取り組むこと
⇒車中泊避難の早期解消に向け、環境の整った避難所等へ誘導

内閣府が石川県に示した避難所外被災者支援のポイント

車中泊避難者の支援の例(高知県の町)

- 高知県の町は、仁淀川や支流である宇治川の水害や南海トラフ地震等の大規模災害に備え、安全に逃げる避難対策に取り組んでいる。
- エコノミークラス症候群などしっかり予防対策も行えば、車も避難所として十分考えられ、プライバシーも確保されるなど利点が多いことから、令和4年1月にいの町主催で高知防災プロジェクトや地域の自主防災会の協力の下、実際避難所となる施設の駐車場を使用し、「いの町車中避難所受入訓練」を開催。

実施日時：令和4年1月8日(土) 9:30～12:30

実施会場：すこやかセンター伊野 大会議室、駐車場

主催：いの町

協力：高知防災プロジェクト、さんすい防災研究所、伊野地区自主防災会連合会

訓練内容：避難所受付の開設後、避難者の健康状態の確認や避難者カードへの記入、車中避難を行う際の注意事項の説明、駐車許可書の発行、駐車スペースへの誘導を実施。次に、保健師も同行し駐車許可スペースに停めている避難者の巡回支援、健康状態の確認やこまめな水分補給、体操を行うよう注意喚起を行い、その後、適正な車の配置例を示したゾーニングを確認。



資料提供：いの町、高知防災プロジェクト、さんすい防災研究所
写真：内閣府「令和4年度広報誌「ぼうさい」」

(参考)九州防災パートナーズの車中泊避難所設置マニュアル①

- (一社)九州防災パートナーズでは、安全な避難の方法の1つとして「車中泊避難」を確立し、避難の選択肢を広げる観点等から、「車中泊避難所設置マニュアル」を策定している。
- マニュアルでは、車中泊避難所における必要な支援や役割と人員配置について、示されており、車中泊避難での必要な支援・役割として、巡回支援、情報支援、医療的支援、受付・誘導等が挙げられている。

第1節 車中泊避難所における必要な支援

- 運営体制と属性：運営に女性やその他属性の方の参加するようにする
- 巡回支援
各車両を見回り、車中泊避難者の「状況確認」「健康確認」を行う
- 情報支援：必要な情報を届ける
 - ・掲示板の設置
情報が掲示板に残る→情報を得る機会の逸失が少ない
情報を見に来る→身体を動かすきっかけ
 - ・チラシ
車両の再配置など重要情報の周知に有効
 - ・回覧板
避難者相互の関係づくりに有効
日中人がいないときには回らない可能性あり
 - ・LINEオープンチャット
設定が容易（個人アカウントからも設定可）
本部-避難者間の連絡手段として有効
名前の変更ができる
後からログの確認ができる
 - ・FMトランスミッター
FMラジオを介した情報伝達
機材の用意
入力：マイク
中継：FMトランスミッター
出力：FMラジオ
発信する情報→定時連絡/ローカル情報など

□医療的支援 = D M A T に準ずる

第3節 車中泊避難所の役割と人員配置について

- 役割/人員配置
 - ・受付時
受付（検温・説明・書類配布）
誘導（駐車位置/書類回収）
 - ・運用時
巡回支援/再配置/出入確認/物資配布 など（要検討）
 - ・役割の明確化と役割分担
※避難者が運営に参画する仕組みを作る
例：車中泊避難所に来る人を地域との事前の協議で決定
→地域と指定管理者でルール決め&運営
※運営人員と避難者→運営に関わる避難者に「責任」を負わせない！！
- 検討事項
 - ・車中泊避難所内の避難者同士のネットワークの作り方
（例：情報伝達→回覧板 / 班編制 役割分担など）
 - ・避難所の運営体制のパターン想定
（車中泊避難関わるステークホルダーの構成を考慮した運営体制の想定）

出典：(一社)九州防災パートナーズ「車中泊避難所設置マニュアル」(2022)

(参考)九州防災パートナーズの車中泊避難所設置マニュアル②

- 必要な機能と配置のポイントとして、トイレ、給水/排水、電源、休憩所、更衣室、本部の設置について、それぞれの設置の注意点や確認すべき事項等が示されている。

第4節 車中泊避難所の機能と配置のポイント

□トイレ：

- ・急性期には50人つき1台。安定期では20人に1台を用意する
 - ・トイレの台数における男女比は、男1：女3（スフィア基準）
 - ・感染予防対策として
 - 利用方法の注意喚起の張紙
 - 消毒液
 - ペーパータオルを用意する
 - ・使用後の紙の処理について
 - トイレを利用した後のトイレトーパーの分別方法を考慮しておく
 - ・仮設トイレについて
 - 1台の容量は500ℓである。
 - 仮設トイレ1台がいっぱいになる人数を積算してみる
- 1人1回あたりの排泄量1.5ℓ、トイレに行く回数を1日5回と仮定
 $500\ell \div 1.5\ell = \text{約}300\text{人分/1台}$ $300\text{人分} \div 5\text{回} = \text{約}60\text{人分/1台}$

□給水/排水：

- ・施設の既存の物の場所と数量を確認する

□電源：

- ・施設の既存の物の場所と数量を確認
- ・電源車：
 - 車の性能を確認しておく（発電・給電方法と充電容量など）
 - 利用可能なワット数の使用用途を想定しておく

□休憩所：

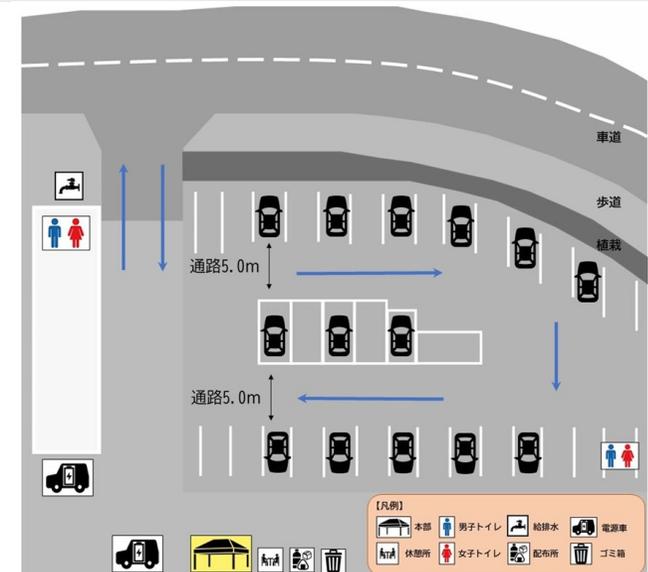
- ・日中外に出ない人のための情報交換の場として設置する

□更衣室：

- ・車内では狭くて着替え等は難しいため用意する

□本部：

- ・支援体制づくりと支援内容を想定しておく
 - 管理者のみでの避難所運営ではなく避難者も運営に関わる仕組みを作る
 - 想定される支援内容は
 - 巡回支援（避難者の健康状態等の把握）
 - 情報支援（避難者に必要な情報の提示提供）
 - 支援物資の配布
 - 医療・衛生（エコノミークラス症候群対策　その他はDMATに準じる）
- ・避難所の情報の整理と把握
 - 施設名/責任者/連絡先（電話） 避難者数/要配慮者数・属性既存の設備/必要物品
 - 災害対策本部等と情報共有する



ペットへの対応

【ペットへの対応のねらい】

- ペットは飼い主にとってはとても大切な存在であるが、動物が苦手な人や動物に対するアレルギーを持っている人も共同して生活を送る避難所では、ペットを飼っている人もそうでない人も、動物好きの人もそうでない人も、共生できる環境に配慮が必要。
- 避難所ごとの事情等を踏まえ、事前にペットの同伴避難ルール等を決めておくことが重要。

【環境省】

- 環境省は「人とペットの災害対策ガイドライン」を公表しており、これまでの様々な被災経験や対応例をもとに、将来的に生じると考えられる様々な災害にも対応できるように、災害対策の上での基本的な考え方や対応姿勢を記載。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002/0-full.pdf

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針、ガイドライン等より）

- ペット同伴避難のルールを確立する
 - ・同居可、同居はできないが飼育スペースあり、動物を連れての避難は不可等の別、等
- ペット滞在ルールを作成、確立する
 - ・飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育するための居場所の確保、ケージの用意等
- ペット滞在の可否、ペット滞在ルールを事前に周知する
 - ・ペットの居場所が確保できない場合、ペット同行避難者の受入れができる避難所やペットの預け先を紹介できるよう各避難所から到達可能な範囲の施設に関する情報を整理
- ペット滞在ルールの周知、掲示を周知する
- ペット滞在場所を設置する

（注）同伴避難

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを指定避難所などで飼養管理すること（状態）を指す。ただし、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。これに対し、「同行避難」は、被災者がペットとともに移動を伴う避難行動をすることを指す。



《施設設備の整備》

緊急防災・減災事業債（地方債）（令和7年度までの時限措置）

○指定避難所等の公共施設等の整備を行う場合に活用が可能。【充当率100%、交付税算入率70%】

・指定避難所等の公共施設及び公用施設において防災機能を強化するための施設

（例：電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等）

・指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設

（例：トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、避難者のための避難収容室や備蓄倉庫の改造・改築等、固定式間仕切り、感染防止用備蓄倉庫等）

・指定避難所等の公共施設及び公用施設の耐震化

《資機材の整備》

緊急防災・減災事業（特別交付税）（令和7年度までの時限措置）

【特別交付税 措置率0.7】

・避難施設の資機材等整備（非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水器等） 等

※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適債経費に限る。

《その他》

（文部科学省）公立学校施設整備事業

（消 防 庁）消防防災施設整備費補助金

（農林水産省）山漁村地域整備交付金、浜の活力再生・成長促進交付金、

（経済産業省）災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金、

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

（国土交通省）社会資本整備総合交付金等

（環 境 省）地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

最近・今後の内閣府の動きについて

以下において、避難所関係の見直しについても記載されている・記載される予定です。

(最近) 令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート
(令和6年6月 令和6年能登半島地震に係る検証チーム)

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team_report.pdf

➡ 避難所関係は別添を参照ください。

(今後) 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ

https://www.bousai.go.jp/jishin/noto/taisaku_wg_02/index.html

➡ 今後とりまとめ予定であり、適宜参照ください。